



平成19年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 協和医科器械株式会社
 代表者名 代表取締役社長 池 谷 保 彦
 (J A S D A Q コード番号 : 3 0 5 2)
 問合せ先 取締役経営管理本部長 佐 野 良 直
 (T E L : 0 5 4 - 3 4 5 - 8 1 4 4)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年 8 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年 9 月 24 日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の資本金が 5 億円以上となったため、会社法第 328 条第 1 項の規定により「監査役会」に関する規定を新設する等、所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;">1. 取締役会</p> <p style="margin-left: 40px;">2. 監査役 (新設)</p> <p style="margin-left: 40px;">3. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役</p> <p>第33条～第35条 (省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほ</u> <u>か、</u>次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 40px;">1. 取締役会</p> <p style="margin-left: 40px;">2. 監査役</p> <p style="margin-left: 40px;">3. <u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 40px;">4. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役<u>および監査役会</u></p> <p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(補欠監査役)</u></p> <p><u>第36条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第34条の規定を準用する。</u></p> <p><u>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>
(新設)	<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
第36条～第45条 (省略)	第40条～第49条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 19 年 9 月 24 日(月曜日)

定款変更の効力発生日

平成 19 年 9 月 24 日(月曜日)

以 上